

2022 年 4 月 14 日制定
2025 年 10 月 15 日改定

JSRA 一般演題倫理規程

1. 倫理規定の遵守

- 演題内容および以下の倫理指針の遵守について、全ての共同演者が内容を確認・理解していること。
「プライバシー保護ガイドライン」、「ヘルシンキ宣言」、「倫理綱領」、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等
- 人を対象とした前向き介入臨床研究では、倫理委員会の承認並びに臨床研究実施計画・研究概要公開システム(jRCT 等)への事前登録を発表者の義務とする。
- 症例報告においては、患者から学会発表の承諾を書面で得る。小児であれば両親などの親族から、同意の能力がない(意識障害者や自己意志決定困難者)場合には代諾者から、学会発表の承諾を書面で得る。もしくは倫理委員会の承認を得る。

2. 二重発表

- 演題は、募集締め切り日時点で未公表のものに限り、原則他学会で発表した内容の発表は認めない。
ただし、シンポジウムなどで既に公表済みの研究成果については発表を可とする。
未公表とは、次の両方を満たしている場合とする。
 - ・論文が雑誌またはオンライン上で出版されていない。
 - ・国内外の学術集会及び ISDN 付き出版物において未発表(研究内容の照合が可能な学会発表がされていない場合は未発表とする。発表の対象には電子媒体を含む)。
- ※一部の研究内容を含む、あるいは検討症例数が異なるなどは同一の研究とはしない。
- 例外として、既に発表した内容であっても、特にできるだけ多くの麻酔科医に重要な情報を届けることを目的とするとき、正当かつ有益であると判断される場合には認める。また、二次解析の場合も、正当かつ有益であると判断される場合には認める。演題応募抄録には「本発表は、***学会(抄録番号の記載)で報告した内容に基づくものである」ということを明示する。
- 明記(申告)なく二重発表を行った事実が判明した場合は違反発表とみなし、演題非採択とする。
- 尚、発表が許可された場合には「本発表は、***学会(抄録番号の記載)で報告した内容に基づくものである」ということを明示し、JSRA での発表内容に、一次発表の内容および解釈を忠実に反映する。
- 最終的な採否の判断は会長に委ねる。
- ※演題投稿後に、投稿演題の内容が雑誌等で出版された場合は、ポスターまたはスライドに投稿後に出版された旨を明示する。

3. 利益相反開示

- 演題登録並びに発表時に、筆頭演者及び共同演者の利益相反の有無を開示すること。